

# アルナチャル・プラデシュ州官報

臨時

当局により発行

第XVIII編、第118号、ナハーラガン、2011年7月6日水曜日、（インド国定暦）

1933年4月15日、

アルンチャル・プラデシュ州政府

環境森林局

インターナガル

通知

2011年7月1日

**No. SFRI/APBB/3/10 : 2002年生物多様性法（2003年No.18）のセクション63により与えられた権限を行使し、アルンチャル・プラデシュ州政府は以下の規則をここに定める：**

## 1. 略称及び開始時期：

- (1) 本規則は、「アルナチャル・プラデシュ州（生物の多様性）規則（2011年）」と呼ぶことができる。
- (2) 本規則は、アルナチャル・プラデシュ州全域において効力を持つものとする。
- (3) 本規則は、州政府が官報による通知で指定した日付より効力を持つものとする。

## 2. 定義

本規則において、文脈上他の意味に解すべき場合を除き-

- (a) 「本法」とは、2002年生物多様性法をいう；
- (b) 「当局」とは、本法セクション8に基づき設立されたインド生物多様性当局

- をいう；
- (c) 「理事会」とは、本法セクション22に基づき設定されたアルナチャル・プラデシュ州の生物多様性に関する理事会をいう；
  - (d) 「生物多様性管理委員会」とは、本法セクション41に基づき地方団体により設立された委員会をいう；
  - (e) 「会長」とは、州の生物多様性に関する理事会の会長をいう；
  - (f) 「費用」とは、規則17条（1）に定められた費用又はそれ以外の規則に定められたあらゆる費用をいう。
  - (g) 「様式」とは、規則に付属された様式1のパートA及びBをいう；
  - (h) 「森林及び野生生物関連法」は、インドの森林法（1927年）、野生生物（保護）法（1972年）、環境（保護）法（1986年）、森林（保全）法（1980年）、及び環境森林局が現在又は今後執行するその他のあらゆる法律を含む；
  - (i) 「森林及び野生生物に関する違法行為」とは、森林及び野生生物関連法に記された違法行為をいう；
  - (j) 「生息地」、「車輛」、「兵器」及び「野生生物」は、野生生物（保護）法（1972年）においてそれぞれ与えられる意味を持つものとする；
  - (k) 「メンバー」とは、インド生物多様性当局又は州の生物多様性に関する理事会のメンバーをいい、それぞれの会長を含む；
  - (l) 「執行メンバー」とは、理事会の執行メンバーをいう；
  - (m) 「附則」とは、本規則に付属された附則をいう；
  - (n) 「セクション」とは、本法のセクションをいう；
  - (o) 「トレッキングのサービス提供者」とは、トレッキングのポーター、自然公園の動物取扱責任者、料理人、ガイド、そのアシスタント及びトレッキングを支援するその他のあらゆるスタッフをいう；
  - (p) 「年度」とは、4月1日から開始する財政年度をいう；

- (q) 本規則にて使用される表現で規則内に定義が存在しないものについて、これが本法において定義されている場合、本法でそれぞれ与えられたものと同じ意味を持つものとする。

### **3. 会長の選定及び任命方法**

理事会の会長は、州政府の任命により、事務次官を職務上兼職するか、生物資源の保全及び持続可能な利用並びに平等な利益配分に関連する事項について十分な知識及び経験を持つ著名な人物がこれを務めるものとする。

### **4. 会長の任期に関する規約**

- (1) 理事会の会長は、その任期を3年とし、再任される資格を有する。
- (2) 会長は、最低でも一ヶ月前にその旨を州政府に通知することで、辞任することができる。
- (3) 当該規則におけるその他のあらゆる条項に関わらず、その任期は州政府が定めるものとする。

### **5. 会長の給与及び手当**

職権上他の役職を兼ねる場合を除き、理事会の会長は、理事会の責務を果たす上で給与及びその他の手当を受け取る権利を持つものとし、これは州政府により設定されるものとする。

### **6. 非正規メンバーの指名並びに任期及び手当金に関する規約**

- (1) 野生生物の多様性の保全、生物資源の持続可能な使用及び生物資源の使用から生じた利益の平等な分配に関連する分野の専門家について、同一分野からの州政府による非正規メンバーの指名は6人までとする。当該専門家は、ア

ランチャル・プラデシュ州を拠点とする中央政府機関から選出することが望ましい。一方、理事会はその会議において、必要に応じ随時その他のあらゆる専門家を起用することができる。

- (2) 理事会の非正規メンバーについて、一回の任期は指名を受けた日付から3年以内とする。
- (3) 非正規メンバーは、理事会の単一あるいは複数の会議への出席について、州政府が定めた額の参加手当、交通費、日当などの手当を受け取ることができる。

## **7. 非正規メンバーの空席の補充**

- (1) 理事会の非正規メンバーは、州政府に宛てた手書きの書面にてその旨を通知することで、任意の時点において辞任することができ、これにより理事会における当該メンバーの席には空きが生じる。
- (2) 理事会において予定外の空席が生じた場合、後任を新たに指名するものとし、指名を受けた後任の理事会メンバーの任期は、前任の理事会メンバーの残りの任期と同期間とする。

## **8. 理事会メンバーの解任**

本法のセクション11に掲げる規則により、州政府が特別に任命した次官級以上の職につく当局者による正当かつ適切な調査が行われるまで、また、当該メンバーに発言を認める合理的な機会を与えるまで、いかなる理事会メンバーも解任することはできない。

## **9. 職業上のメンバーの任命**

州政府の各局を代表する職業上のメンバーの任命は、7人までとする。職業上のメンバーは、農業、畜産、園芸、農村開発、及び観光を代表する各局の局長

並びに司法を代表する人物とする。もう一人の職業上のメンバーは、総括首席森林保護官又は総括首席森林保護官の指名した生物多様性セクターを代表する人物とし、首席森林保護官及び州の森林研究所の長はアルンチャル・プラデシュ州の生物多様性に関する理事会の執行メンバーとする。

## 10. 事務局及び理事会の設立

理事会の事務局はアルンチャル・プラデシュ州イーターナガルに位置する州の森林研究所とする。理事会の効果的かつ円滑な機能に向け、州政府が十分な人的資源及び設立費用を提供するものとする。理事会は自治体となり、本法に定められる通り行政上及び財政上の完全な自治権を有することになる。

## 11. 理事会の執行メンバー：

- (1) 執行メンバーは、理事会の会長の指導のもと、理事会の日々の運営、基金の管理、及びプログラムにおける各種活動の実施について責任を負うものとする。
- (2) 理事会が発することになるすべての命令及び指示は、執行メンバー又はこれに関して理事会から承認を受けたその他のあらゆる当局者の署名を受けて発するものとする。
- (3) 執行メンバーは、承認予算における5万ルピー以内の全ての支払いについて、また5万ルピーを超える支払いについては理事会の会長の承認を事前に得た上で、これを裁可し実行することができる。
- (4) 執行メンバーは、理事会における承認済み及び一括裁可済み予算及び作業プログラムの概算について、事務的かつ技術的な裁可を行う権限を持つものとする。
- (5) 執行メンバーは、各種個人及び非政府組織、生物多様性管理委員会、共同森林管理委員会（JFMC）、生態系開発委員会（EDC）、及び理事会の承認済み及び裁可済み予算及び作業プログラムに関するその他の組織を含む組織

に対して、補助金を付与する権限を持つものとする。執行メンバーはまた、これについて、会長の承認を受け、付託条項を策定する権限を持つものとする。

- (6) 執行メンバーは、理事会による正式な承認を受け、各種地方及び国内外組織との覚書に署名する権限を持つものとする。
- (7) 執行メンバーは、理事会の機密文書を管理するものとし、その安全な保管について責任を負うものとする；当該メンバーは理事会の指示を受けたあらゆる時点において、当該文書を作成するものとする。
- (8) 執行メンバーは、全ての当局者及び理事会スタッフに関する機密報告書の作成及び維持を行うものとする。
- (9) 執行メンバーは、その他の権限を行使し、理事会により随時委託されたその他の役割を果たすものとする。
- (10) 執行メンバーは、理事会の代表取締役（CEO）とする。

## **12. 理事会の会議**

- (1) 理事会は年度の間に少なくとも4回会議を行うものとし、通常は理事会本部において3ヶ月ごとに行われ、又は、内容の緊急性に応じた頻度で行われるものとする。
- (2) 会長は、5人以上の理事会メンバーからの書面による要請又は州政府からの指示を受け、特別会議を招集するものとする。
- (3) 通常会議については15日前にメンバーへの事前通知を行い、目的が指定された特別会議については3日前にメンバーへの事前通知を行うものとし、通知には会議の開催日時及び場所を記載するものとする。
- (4) 全ての会議において会長が議長を務めるものとし、会長が不在の場合には会長により承認された理事会メンバーが議長を務めるものとする。
- (5) 理事会の決定は、これが必要な場合、出席メンバーの多数決及び採決により

行うものとし、会長又は会長不在の場合その代理メンバーが二度目の投票又は決定投票を行うものとする。

- (6) 全てのメンバーが一票を投じるものとする。
- (7) 理事会による会議の定足数は、理事会に出席し投票を行うメンバーの合計数の3分の1とする。
- (8) 会議の10日前までに通知が行われなかったあらゆる議題について、会長の裁量において許可が与えられない限り、いかなるメンバーも会議においてこれを提示する権利を持たないものとする。
- (9) メンバーに対する会議の通知は、同一の配達人が届けるか、最後に更新された住居又は事業の登録住所に書留郵便で送付するなど、状況に応じ執行メンバーが適切と考える方法で行うものとする。
- (10) 理事会はまた、これを適切と判断した場合、業務の処理を行う上でその他の手順を展開することができる。

### **13. 理事会による専門家委員会の設立及び委員会の権利**

- (1) 理事会は適切だと判断した目的に応じて委員会を設立することができ、委員会は理事会メンバーのみで構成される、又は理事会メンバー以外のみで構成される、又は理事会メンバーとメンバー以外で構成される。
- (2) 委員会のメンバーには、植物薬、植物、動物、林業、農業、園芸、畜産、漁業、手工芸、手織り機、遊牧、材木を除く林産物、文化、伝統及び民間伝承、観光、価値の付加など各分野において博識な地域の専門家を含むことができる。
- (3) 理事会メンバーではない専門家委員会メンバーについては、会議への出席に応じ理事会が適切と判断した費用及び手当金を支払うものとする。
- (4) 理事会は、その人による支援又は助言が有用であると考えられるあらゆる人物を、あらゆる会議での話し合いに招くことができる。このような形で理事会と関わる当該人物には、理事会により定められた手当金を受け取る権利がある。

#### 14. 理事会の一般的役割

とりわけ、その他の条項の一般性を害することなく、理事会は以下の役割を果たすことができる：

- (1) 本法のセクション 2 3 に規則される活動を管理する手順及び指針の策定。
- (2) 政府に対する、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用並びに生物資源の利用から生じた利益の公正かつ平等な配分に関する事項についての勧告。
- (3) 持続不可能な生活形態から持続可能な生活形態に移行済み又は移行中の村民に対する生活支援の提供。
- (4) 地域の民族及び学徒を生物資源の保全の担い手にするための、認識向上に向けたあらゆる施策の実施。
- (5) 既に生物資源の保全、その持続可能な利用、及びそれから生じた利益の平等な配分を行っている個人及び機関の促進及び強化。
- (6) 州政府の各局に対する技術支援及び指導の提供。
- (7) インド国籍保有者によるあらゆる生物資源の商業利用又はその生物学的調査及び生物学的利用について、これの承認又は要請の許可の付与による規制。ただし本規則の条項は、生物多様性の育成者及びに耕作者並びに民間医療従事者を含む地域の地元住民及びコミュニティには適用されないものとする。
- (8) 生物多様性国家戦略・行動計画の更新及び実行促進。
- (9) 調査の委託並びに調査及び研究への出資。
- (10) 理事会が効果的に役割を果たすための技術支援を目的とした、指定された期間にわたるコンサルタントの起用。
- (11) 技術及び統計データ、説明書、植物の珠芽を特定するための生物種ごとのDNAコード、又は生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用並びに生物資源及び継承された伝統的な民族知識から生じた利益の公正かつ



平等な配分に関連した手引書の収集、収録及び出版。

- (12) 生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、並びに生物資源及び知識から生じた利益の公正かつ平等な配分に関する包括的なプログラムの企画。
- (13) 生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関するプログラムに取り組んでいる又は取り組む可能性のある職員の訓練計画及び企画。
- (14) 理事会による受領金並びに州及び中央政府からの基金の平価引き下げを加味した理事会の年次予算の作成。ただし中央政府による割り当ては中央政府の承認した予算の規則に準じて行うものとする。
- (15) 理事会は、年次予算及び作業プログラムの承認及び一括裁可を行う完全な権限を持つものとする。
- (16) 理事会の役割を効果的に果たすための役職設置に関する州政府への勧告及び当該役職の設置。ただしこれに該当するいかなる役職も、恒久的・一時的な役職又は役職の種類を問わず、州政府の事前承認無しには設置が行われないものとする。
- (17) 当該役職への採用又はこれへの昇進に関する手法の承認。
- (18) 生物多様性の登録簿及び電子データベースを通じた、生物資源及び関連伝統知識の効果的な管理、促進及び持続可能な利用を確実にを行うことを目的とする、データベース構築並びに生物資源及び関連伝統知識の情報及び文書化システム構築に向けた取り組み。
- (19) 本法の効果的な施行、並びに地方団体・生物多様性管理委員会による保全、持続可能な利用及び平等な利益配分に関連したあらゆる施策への有意義な参加に向けた、地方団体・生物多様性管理委員会に対する書面及び適切な口頭手段による指示。
- (20) 州政府に対する、理事会の役割及びその枠組みにおける本法及び本規則の施行に関する報告。
- (21) 生物資源のための費用の随時設定、修正及び徴収。

- (22) 生物資源と関連する知識に関する知的財産権を含む権利の保護を確実にする手段を考案する。それには、適切であれば、国民生物多様性登録簿に記録された事前の情報に基づく同意(PIC)への認識を形成する情報の保護や、それらの情報を維持するシステムを含む。
- (23) 指定された目的のための、生物多様性管理委員会に対する助成金及び補助金の裁可。
- (24) 本法の施行に関係のある、あらゆる場所における実地調査の実施。
- (25) 生物多様性と生物多様性に頼った生計がすべてのセクターの計画や管理に統合されることを確実にし、計画のローカルから州までのすべてのレベルにおいて、それらのセクターや行政が、効果的な保全と持続可能な利用に貢献できるようにする。
- (26) 本法の条項を実施する上で必要となる、又は州政府により規則された役割の随時遂行。
- (27) 州政府から事前に承認を受けた上で、動産及び不動産を取得、保有及び処分する権限、及びこれに関する契約を結ぶ権限を持つものとする。
- (28) 州の生物多様性セクターにおける工夫及び貢献について、個人又は団体あるいはその両方に対する賞の授与。
- (29) 生物多様性管理委員会の実績を評価するための指標の作成、また、州の各レベルにおいて毎年最も功績を挙げた生物多様性管理委員会に対する賞の授与。
- (30) 評価に基づき、功績の乏しかった生物多様性管理委員会については、関連する地方団体からの勧告を受け理事会の決定によりこれを解散することができ、新たな生物多様性管理委員会を代わりに設立することができる。

## 15. 会長の権限及び責務

- (1) 会長は、理事会の実務が効率的にかつ本法及び、本法に基づき作られた規則に従って行われていることを確実にするものとする。

- (2) 会長は、理事会のメンバー及びスタッフに対して一般的な監督者としての権限を持つものとし、理事会の実務における行為及び管理について必要な指示を行うことができる。
- (3) 会長は、理事会で行われる全ての会議を招集し、これに出席し、理事会における全ての決定事項が適切な形で実行されることを確実なものとする。
- (4) 理事会の会長に対する随時の委任に応じて、会長はその他の権限や機能を使用する。

#### **16. 理事会の雇用者の業務に関する諸条件**

理事会の雇用者に関する諸条件は、州政府において同等の給与枠にある雇用者のそれと合致するものとし、その任命は一般的に契約に基づき、又は代表者の選定の形で行われるものとする。

#### **17. 生物資源へのアクセス又はその収集に向けた手続き（本法のセクション 24）**

- (1) 研究又は商業利用を目的とした生物資源及び関連知識のアクセス・収集を求めるいかなる者も、理事会に対し、当該規則に付属された様式A及びBを通じて申請を行うものとする。全ての申請について、一つの生物種・品目につき、政府機関は100ルピー、それ以外の場合は500ルピーの費用を小切手・手形・政府小切手・現金のいずれかの形で添えるものとする。生物資源（指定植物、動物及びを微生物除く）の商業利用にかかる費用は、理事会が随時決定するものとする。
- (2) 理事会は、申請について十分な精査を行った後、必要に応じて関連する地方団体との協議を行い追加の情報を収集した上で、当該申請を受領してから3ヶ月までの間に当該申請に関する決定を下すものとする。これに関連して、本法の目的において、「協議」の文言にはとりわけ以下の手順が含まれるものとする：(a) 地域の言語によるアクセス・収集の提案に関する通知の発行（告示）、(b) 地方団体の総会との協議・話し合い、及び(c) 当該提案

並びに保全及び生活形態に対するこれの影響に関する十分な情報提供を受けた上での総会による公式な同意。

- (3) 申請の精査が十分に行われたと判断した時点で、理事会は申請を許可するもしくは、その活動が生物多様性の保全及び持続可能な利用又は当該活動から生じる利益の平等な配分の目的に害を及ぼす又は当該目的に反していると判断した場合には、あらゆる活動を制限することができる。
- (4) アクセスの許可は、承認された理事会の職員が正式に署名を行った書面による同意を通じて行うものとし、これを受け申請者はアクセス・収集を管理するものとする。当該文書の様式は理事会が決定するものとする。
- (5) アクセス・収集に課せられる条件として、アクセス・収集が認められた生物資源の保全及び保護に向けた特定の施策を打ち出すことができる。
- (6) 理事会は、申請内容に同意できないと判断した場合、申請を却下する命令を発するに先立ち、その理由を記録した上で、当該申請を却下することができる。申請者には、合理的な聴取の機会を与えるものとする。
- (7) 規則（1）に言及された様式の提出により事前通告に向け提供されたあらゆる情報を機密扱いとし、これに関連しないあらゆる人物への開示を行わないものとする。

## 18. アクセス・許可の取消し

- (1) 理事会は、あらゆる訴状又は申し立ての権利のいずれかに基づき、以下の条件のもとアクセスの許可を撤回し、書面による同意を取消することができる：
  - (i) 当事者による当該生物資源へのアクセスが本法の条項又は申請が認められた条件に違反するという合理的確信に基づいている場合、
  - (ii) 当事者が合意内容を遵守しなかった場合、
  - (iii) アクセスに関する条件を遵守しなかった場合、
  - (iv) 環境保護及び生物多様性の保全、並びに地域コミュニティの権利、

生活、及び知識に関連して公共の利益を優先する場合、

(v) 申告内容が事実と反すると判明した場合、理事会は申請/許可の授与/取消しを行う権利を有する。

(2) 必要に応じて、調査を実施し関係当事者に発言を認める機会を与えてからのみ、取消し命令を発するものとする。

(3) 理事会は、アクセスを禁止するための、また、被害を引き起こした場合にはその程度を見極め被害の回復に向けた対策を取るための、こうした取消し命令の写しを生物多様性管理委員会に送付するものとする。

#### **19. 生物資源へのアクセスに関連した活動の制限：**

(1) 理事会は、これを必要かつ適切と判断した場合、以下の理由において、生物資源へのアクセスを求める提案を制限又は禁止するための手段を講じるものとする：

(i) 絶滅危惧種又は当該アクセスにより絶滅の危機にさらされる可能性のある生物種へのアクセスが要請された場合、

(ii) 固有種及び希少種へのアクセスが要請された場合、

(iii) アクセスの要請により地域住民の生活、文化又は先住民族の知識に悪影響を及ぼす可能性がある場合、

(iv) アクセスの要請により環境に対して管理及び軽減が難しいと考えられる悪影響を及ぼす可能性がある場合、

(v) アクセスの要請により遺伝的侵食を引き起こす又は生態系の機能に影響を及ぼす可能性がある場合、

(vi) 資源の利用目的が国益及び当該国の締結したその他の関連する国際協定に反する場合。

(2) 撤回に関するいかなる命令も、関連する地方団体及び生物多様性管理委員会と協議を行い当事者に発言を認める機会を与える形で必要な調査を行って

からのみ発するものとする。

**20. 州の生物多様性基金の運営（本法のセクション3 1及び3 2）：**

- (1) 理事会は国営銀行の口座を持つものとし、その運営は理事会の執行メンバー又は理事会又はこれに関連し承認を受けたその他の理事会当局者により行われるものとする。
- (2) 州の生物多様性基金には2つの異なる会計部門を設けるものとし、一つは中央政府・国の生物多様性当局及び州政府からの受領金（補助金及び融資）に関連付けるものとし、これは理事会が決定した支給元からの受領を含み、もう一つは費用、ライセンス料、使用料及び理事会によるその他の受領に関連付けるものとする。
- (3) 州政府は、これに関する法律に則った、州議会による正当な割り当てを受け、州政府が本法の目的に沿う適切な利用と判断する当該合計金額を理事会に支払うものとする。
- (4) 理事会は、本法の条項を正しく遵守することにより国内外の資金援助仲介者から資金を受け取る権限を持つものとし、理事会の承認を受けた上で当該提案書の作成及び提出並びに当該計画の実施を行う権限を持つものとする。
- (5) 理事会は、基金の管理及び用途について、その透明性及び説明責任を一般に向けて保証するための指針を策定するものとする。
- (6) 基金は、生物資源を求める者並びに生物資源の保全及び促進、並びに生物資源及び知識へのアクセスが行われた地域の開発、及び関連する地方団体との協議に基づいた地域における社会経済の発展、世界遺産の管理、並びに本法が認める目的において発生した経費の支払いに向けて、その利益を受け渡す形で流用することができる。

**21. 年次報告書及び年次決算報告書：（本法のセクション3 3及び3 4）**

- (1) 理事会は、各財政年度において活動の詳細を記した年次報告書及び年次決算

報告書を作成し、これを州政府に提出するものとする。

- (2) 理事会は会計を維持するための手順を設定するものとする。理事会の勘定は毎年、理事会の目的において任命された公認会計士により監査を受けるものとする。州の経理局長（**Accountant General**）もまた会計の監査を行うことができ、この経費は理事会が負担するものとする。
- (3) 理事会は、州政府が総会に向け当該報告書を準備できるよう、毎年9月までに年次報告書を各財政年度における監査済みの決算報告書と併せて州政府に提出するものとする。

## **22. 生物多様性に関する世界遺産の設定及び管理**

- (1) 理事会は地方団体及びその他の主要関係者との協議を通じ、生物多様性が大きな価値を持つ地域の世界遺産への指定を図る上で必要な対策を講じるものとする。理事会からの勧告を受け、中央政府との協議を行った上で、州政府はこうした通知を発行するものとする。
- (2) 理事会は世界遺産の選定、管理及びその他の事項に関する指針を策定し、関連する生物多様性管理委員会において当該指針が意思決定の役割を果たすことを確実なものとする。
- (3) 生物多様性が脅かされている地域及び生態系が脅かされている地域は、規則された費用の支払いを受けた森林担当当局職員の監督下において、関連する重要な研究を行う目的でのみ利用することができる。

## **23. 生物多様性管理委員会の設立（本法のセクション41）：**

- (1) あらゆる地方団体はその管轄地域において生物多様性管理委員会（**BMC**）を設立するものとする。これに基づき、グラム・パンチャーヤト区、地区（**Anchal Samiti**）レベル、ジラ・パンチャーヤト、並びに都市群自治体及び自治都市レベルにおいて生物多様性管理委員会を設立するものとする。
- (2) 規則の小項目（1）に基づき設立された生物多様性管理委員会（**BMC**）は地

方団体に指名された7名のメンバーで構成されるものとし、その3分の1以上が女性で構成されるものとする。指名される7名は地域における博識な人物とし、植物学者、農学者、木材を除く林産物の収穫者・業者、漁師、利用者組合の代表者、地域援助の専門家、学者及び組織に属する人物・代表者から、生物多様性管理委員会の任務に大きく貢献できると地方団体が確信した人物を選定するものとする。指定カースト及び指定部族に属するメンバーの比率は、当該委員会が設置された県における指定カースト及び指定部族の割合を下回らないものとする。上記で指名される者は、有権者リストに名前が記載されている、当該地方団体の管轄内に暮らす住民とする。

- (3) 関連する地方団体の会長は、生物多様性管理委員会において職権上のメンバーとなり、生物多様性管理委員会の会長として役目を果たすものとする。これには、州警察副総監（Circle Officer : CO）、臨時州知事補（Extra Assistant Commissioner : EAC）、副州知事補（Additional Deputy Commissioner : ADC）及び副州知事（Deputy Commissioner : DC）が含まれる。
- (4) 指名を受けた生物多様性管理委員会のメンバーについて、その任期を3年とする。
- (5) 森林における野生生物の多様性及び/又は生物多様性に関する事項については、生物多様性管理委員会に対して関連する共同森林管理委員会（JFMC）、村落森林管理委員会（VFMC）、及び/又は生態系開発委員会（EDC）への支援要請を義務付けるものとする。これは、野生生物（保護）法（1972年）に基づき登録された森林及び指定された保護地域を除く全地域を対象とする。
- (6) 地方団体は、森林、農業、園芸、畜産、農村開発、教育などあらゆる政府部門から6名を指名し、特別に招くものとする。
- (7) 地域を代表する立法議会のメンバーは、生物多様性管理委員会の異なるレベルの会議に特別に招かれるものとする。
- (8) ジラ・パンチャーヤトにより、政府機関、非政府組織、学会及び個人から選ばれた生物多様性の分野の専門家で構成される技術支援グループが設立される。専門家グループは生物多様性管理委員会への支援を行うものとする。



- (9) 保全及び持続可能な活用及び生物多様性がもたらす利益の平等な配分を確実に行うことは、生物多様性管理委員会において極めて重要な任務である。生物多様性管理委員会は、国民生物多様性登録簿の作成を促進するものとする。登録簿には、地域における生物資源の量及び知識、並びにその医療又はその他の用途での利用あるいはそれに関連したその他のあらゆる伝統知識に関する包括的な情報が含まれるものとする。ジラ・パンチャーヤトの生物多様性管理委員会は、県全域における国民生物多様性登録簿データベースのネットワーク構築について責任を負うものとする。国民生物多様性登録簿は、村民会議・パンチャーヤト・都市群自治体・自治都市における生物多様性管理委員会レベルで、理事会の定めた形式に則り作成するものとする。生物多様性管理委員会及び地方団体は、国民生物多様性登録簿に記録された知識を確実に保護する責任、とりわけ事前承認制度（PIC）を通じて外部機関及び個人へのアクセスを規制する責任を負うこととなる。
- (10) 関連する地方団体は、生物多様性管理委員会のメンバーに対して写真付き身分証明書を提供するものとする。
- (11) その他のいかなる法律に定められた内容に関わらず、その効力が及ぶ期間において、理事会あるいは理事会又は生物多様性管理委員会に承認されたあらゆる当局者が、本法における違法行為または違反が行われたとの確信に至る合理的な根拠を持つ場合：
- (i) 当事者に対し、当事者が管理、保管又は所有する生物資源、あるいは本法の条項において当事者に付与された又は当事者による所持が求められるあらゆる免許、許可証又はその他の書類を査察に向けて提出するよう要請し、
  - (ii) 搜索又は調査を実施する目的において、あらゆる車輛又は船舶を停止させ、当事者が占有するあらゆる建物、敷地、車輛又は船舶への立ち入り及びその搜索を行い、あらゆる荷物又は当事者のパソコン、カメラ、ビデオカメラ、電子カメラ、及びその付属品の内部を調査し、
  - (iii) 本法の条項において免許又は許可証が必要となるあらゆる行為を働

いている様相を呈するあらゆる当事者を立ち止めて拘束する。当事者が当該免許又は許可証を提示できなかった場合、本件をジラの生物多様性管理委員会及び理事会の執行メンバーに通達し、当該違法行為に関連した生物資源を管轄する森林担当当局者に本件を引き渡し、

(iv) 当事者が働いたとみなされる本法における違法行為に関連した指定生物資源又はその派生物を、違法行為に利用されたあらゆる道具、車輛、船舶又は兵器と併せて押収し、これをジラの生物多様性管理委員会及び理事会の執行メンバーに通達し、当該違法行為に関連した生物資源を管轄する森林担当当局者に本件を引き渡し、

(v) 森林担当当局者は、当該違法行為に関連して押収した生物資源について、これを安全に保管し、押収が行われる根拠となった違反行為を法廷において裁きにかけるに先立ち、当該押収物に対しあらゆる人物による保証金の支払いが行われた場合、その時点においてこれを受け渡すものとする。

(vi) 拘束されたあらゆる当事者又は前述の権限における押収物について、法廷において早急に裁きをかけ、法律に照らし合わせその処遇を決定するものとする。

(vii) 本セクションにおいて提示が求められる事項を満たすことができないいかなる当事者も、妥当な理由がない場合、本法の違法行為について有罪とする。また、これが必要となる場合には、野生生物（保護）法（1972年）に照らし合わせて犯人を起訴することができる。

(12) 生物多様性管理委員会のメンバー又は森林担当当局者による、善意に基づいたあらゆる行動あるいは本法又はこれに則り策定された規則及び規制に基づくという意思を持って取られた行動について、いかなる裁判、起訴、又はその他の法的手続きも行わないものとする。

(13) 生物多様性管理委員会が果たすその他の役割は、州の生物多様性に関する理事会又は当局から付託されたあらゆる事項についての勧告、並びに伝統

医療従事者及び生物資源を利用するその他の人物に関するデータの維持、又は州政府により定められた要件の実行である。

- (14) 理事会は、国民生物多様性登録簿を作成する上で生物多様性管理委員会に対して指針及び技術支援を提供するものとし、当該登録簿に記録された全ての情報が外部機関及び個人による不正使用及び私物化から法的に保護されるものとする。
- (15) 委員会はまた、受け継がれた伝統知識に関する生物資源へのアクセスの詳細、再収集に課せられた費用の詳細、並びに生じた利益及びその配分形式の詳細に関する情報を提供する登録簿を維持するものとする。
- (16) パンチャーヤト・ジラ・地区 (Anchal Samiti) ・都市群自治体・自治都市レベルにおける生物多様性管理委員会は、管轄地域における多様な目的を持つ異なる団体に対して、生物資源及び関連知識へのアクセスの許可に係る諸条件を決定することができ、管轄地域において商業利用目的であらゆる生物資源へのアクセス又は収集を行うあらゆる人物から、費用を徴収する形で料金を課すことができる。私有地から収集・採取された素材に課せられた料金の大部分は、土地・知識所有者（たち）の所有者・養成者に受け渡すものとし、その残高を生物多様性管理委員会の地域における生物多様性基金に払い込むものとする。政府の所有地から収集・採取された素材に課せられた料金については、その全額を生物多様性管理委員会の地域における生物多様性基金に払い込むものとする。
- (17) 理事会は、アクセスの条件及び生物多様性管理委員会による費用の徴収について指針を提供するものとする。
- (18) グラム・パンチャーヤト区・ジラ、パンチャーヤト・都市群自治体・地区 (Anchal Samiti) ・自治都市における生物多様性管理委員会は、国民生物多様性登録簿の内容を活用し生物多様性管理計画を策定し、その実施について責任を負うものとする。
- (19) 地方団体は、生物多様性管理委員会を既存の地方機関の機能に確実に統合するものとし、これを相互メンバー制度、定期的な調整会議、あるいは地方団体の決定した施策又は理事会の指定した施策を通じて行うものとする。

- (20) トレッキングの目的地においては、生物多様性管理委員会は関連する共同森林管理委員会・村落森林管理委員会・生態系開発委員会との協議を経て、当該のトレッキング目的地において遵守すべき「エコツーリズム規約」を示した決議を可決するものとする。規約には、観光が環境に配慮した、生物・生命をめぐる海賊行為を防ぐ、文化的に容認できるものであり、平等な利益配分をもたらすものであり続けるための確実な仕組みを含めるものとする規約により、村民に対して公正かつ平等かつ雇用の機会を確実に与えるものとし、トレッキング参加者及び旅行代理店が時宜にかなった質の高いサービスを確実に受けられるものとする。
- (21) エコツーリズム規約の違反が行われたあらゆる時点において、ジラの生物多様性管理委員会に対して迅速に通達を行うこと。
- (22) 生物多様性管理委員会により正式に推奨されたエコツーリズム規約について、その写しをジラの生物多様性管理委員会に転送し、その承認を受けるものとする。
- (23) 生物多様性管理委員会にはまた、関連する共同森林管理委員会・生態系開発委員会と協議した上でエコツーリズム規約の修正を加える権限を与えるものとし、同様にこれをジラの生物多様性管理委員会に転送し承認を受けるものとする。ジラの生物多様性管理委員会は、エコツーリズム規約及びその修正事項について理事会に適宜報告を行うものとする。理事会は観光局並びに州におけるツアー及び旅行代理店の協会に対してこれらの写しを提供するものとする。

#### **24. 地方における生物多様性基金（本法のセクション42から46）：**

- (1) 地方団体レベルにおいて、地方における生物多様性基金を設立するものとする。
- (2) 理事会は、本法の目的において州政府、中央政府、又は当局から受領した融資又は補助金を地方団体に提供するものとする。地方団体は理事会が特定又は指定したその他の経路を通じて基金にアクセスすることができる。

- (3) 地方における生物多様性基金は、生物多様性管理委員会により運営されるものとする。理事会は、生物多様性管理委員会による基金運営に関する指針を策定するものとし、指針には関連する地方団体のメンバー全員に対して機能の透明性及び説明責任を示す手法を含むものとする。
- (4) 生物多様性管理委員会は、地方における生物多様性基金向け国営銀行又はインドステイト銀行にて単一の銀行口座を維持するものとする。委員会の会長及び執行メンバーが共同で口座の運営を行うものとする。資金の引き出しは、生物多様性管理委員会のメンバー全員から書面による許可を得てからのみ行うものとする。
- (5) 生物多様性管理委員会が行うあらゆる作業について、その実行に際しては作業開始に先立ち、公共の目立つ場所に表示板を設置し、特に以下の項目を列挙するものとする：
- (i) 生物多様性管理委員会の設立年度、
  - (ii) 作業又は取り組みの名称、
  - (iii) 作業期間、
  - (iv) 年間の物理的及び財政的目標、
  - (v) 受益者の一覧、
  - (vi) 実施予定の作業項目と併せてその場所及び費用の概算。
- (6) 基金は、関連する地方団体の管轄地域における生物多様性の保全及び促進に向けて、地域のコミュニティに利益をもたらす形で、生物多様性の保全に関する限りにおいて使用するものとする。
- (7) 基金はとりわけ、持続不可能な生活形態を脱した村民または持続不可能な生活形態から持続可能な生活形態への移行段階にある村民に生活援助を提供する目的で使用するものとする。
- (8) 地方における生物多様性基金の勘定は、理事会の指定した形式に則り各財政

年度の定められた期間に作成するものとする。

- (9) 本法における違法行為または違反が発見された全ての場合において、理事会は生物多様性管理委員会の協力を受け、罰金の50%に相当する額を関連する生物多様性管理委員会の地方における生物多様性基金に払い込むものとする。
- (10) 生物多様性管理委員会は、前の財政年度の活動を詳細に述べた年次報告書を作成し、その写しを理事会と地方団体の総会に提出するものとする。
- (11) 地方における生物多様性基金の会計は、理事会に指定された形式で維持及び監査を行うものとする。

**Shri B.S. Sajwan**、インド森林職、

総括首席森林保護官及び上級次官、

環境森林局、

アルンチャル・プラデシュ州政府、

イーターナガル

(規則17条を参照のこと)

商業利用目的における生物資源及び関連する伝統知識へのアクセス・その収集  
を要請する申請書

パートA

1. 申請者の詳細情報：

- (i) 氏名：
- (ii) 本籍地：
- (iii) インドの連絡担当者・代理人がいる場合、その住所：
- (iv) 組織の略歴（申請者が個人の場合は個人の経歴）。（関連する証明書類を提出のこと）：
- (v) 事業の特性：
- (vi) 組織の売上高をインドルピーに換算した額。

2. 要請するアクセスの特性並びに生物資源及び／又は関連する知識へのアクセスに関する詳細及び具体的情報

- (i) 生物資源（学名）及びその伝統的用途の特定；
- (ii) 提案された収集が行われる地理的場所（村落、Janpad 管区、及び県を含む）；
- (iii) 伝統知識及び現在の様式及びその用途の説明・特性（口頭 / 書面）；
- (iv) 伝統知識の保有が特定された、個人・家族・コミュニティ；
- (v) 収集されることになる生物資源の量；

- (vi) 生物資源の収集に関して提案される時間枠；
- (vii) 企業により承認を受けた、収集を行う人物の氏名及び数；
- (viii) 研究の種類及び範囲、並びに派生する商業利用及び派生すると予想される商業利用を含む、アクセスの要請目的；
- (ix) その資源の収集及び利用により生物多様性の構成要素が脅かされる危険性の有無。

3. アクセスした生物資源及び伝統知識の利用から生じる、コミュニティに還元される利益の推定。

4. 利益配分の仕組み及び手法の提案。

5. その他の情報。

## パートB

### 宣誓

私/我々は以下の内容をここに宣誓する：

1. 提案した生物資源の収集及び利用により、その資源の持続可能性に害が及ばないものとする；
2. 提案した生物資源の収集及び利用により、環境へのいかなる悪影響も引き起こさないものとする；
3. 提案した生物資源の収集及び利用により、生態系システム、生物種及び遺伝的多様性を含む生物多様性が脅かされないものとする；



4. 提案した生物資源の収集及び利用により、地域のコミュニティに害が及ばないものとする；

私・我々は、理事会又は生物多様性管理委員会により課せられたあらゆる費用及び・又は利用料を支払うことを約束する。私・我々は加えて、理事会が定める通り、取消不能の銀行保証を提供することを約束する。

私・我々は加えて、申請書の中で提供した情報が事実かつ正確であり、事実に反する・誤った情報について私・我々が責任を負うことをここに宣誓する。

場所：

日付：

署名

氏名